木造住宅耐震診断・耐震化促進支援事業補助金

# ～申し込みの手引き～

# 【共通事項】

## １　補助対象となる住宅

■次のすべての条件を満たす住宅が補助対象です

① 町内にある木造住宅で，地階を除く階数が２以下のもの

② 現に居住の用に供している一戸建て住宅または店舗併用住宅

※店舗併用住宅は，居住部分の面積が延べ面積の 1/2 以上であるものに限ります。

③ 昭和５６年５月３１日以前に建築に着手したもの

※昭和５６年６月１日以降に増改築等を行っている場合は，その状況によっては補助対象にならない場合がありますので，増改築等の履歴を十分に把握してください。

④ 在来軸組工法または伝統工法（主要な柱の径が 14cm 以上）で建てられたもの

※ツーバイフォー工法，プレハブ住宅及び軽量鉄骨住宅は対象外です。

⑤ 売却を目的とするものでないこと

## ２　申し込み資格者

■次のすべてを満たす人が申請できます

①補助対象住宅の所有者又は居住者

②町税などを滞納していない人

※「町税など」とは，住民税，固定資産税，軽自動車税，国民健康保険税，後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいい，その延滞金を含みます。

※申し込みのあった人の納税の状況について，申請者同意のうえ町が調査を行います。

## ３　申し込みについて

■申し込み受付期間

令和８年４月１日（水）～令和８年１２月１１日（金）

※申し込みは先着順に受け付けますので，ご了承ください。

※予算に限りがありますので，受付期間内であっても申し込み多数の場合は早期に終了することがあります。申請が可能か否かは，あらかじめご確認ください。

■申し込みの方法

まちデザイン課建築営繕室で配布する申請書に添付書類を添えて，まちデザイン課建築営繕室の窓口に提出してください。

※申請書一式は，町のホームページから PC 等により編集可能なデータ（Microsoft Word 文書）でダウンロードできます。

【町ホームページ（http://www.town.kaita.lg.jp/）のアクセス方法】

トップページ上部より⇒「くらしの情報」⇒「住まい・道路・交通」⇒「住宅支援」⇒「木造住宅耐震診断・耐震化促進支援の申込募集について」の順にリンクをクリック

## ４　申し込みにあたっての注意事項

① 町から交付決定を受ける前に契約・着手している耐震診断・耐震化は受け付けできません。

② 他の制度による補助金や給付を受けて行う診断・工事は対象外となることがあります。

③ 耐震改修補助金の申し込みにあたっては，あらかじめ建築士による耐震診断が必要ですが，

町の耐震診断補助制度を利用して実施した耐震診断以外でも申し込みできます。

④ 建築士事務所や建築業者等に申し込み手続きを委任する場合は，申し込みの際に委任状を提出してください。（委任状の様式は問いません。）

# 【耐震診断について】

## １　補助対象となる耐震診断

**■次の条件をすべて満たす耐震診断について受け付けます**

**① 町の登録を受けた「木造住宅耐震診断資格者」に依頼して行うもの**

※「木造住宅耐震診断資格者」については，下記「４」をご確認ください。

**② 町から補助金の交付決定を受けた後に実施するもの**

※交付決定の前にすでに着手している耐震診断については受け付けできません。

**③ 令和９年２月26日（金）までに完了し，町に実績報告ができるもの**

※期限を過ぎても完了しない場合は，補助金の交付決定が取り消される場合があります。

**④ 社会資本整備総合交付金交付要綱に適合して行われるもの**

## ２　次の金額を補助します

**耐震診断に要する費用の 1/2 まで（上限額　６万円）**

※金額に千円未満の端数がある場合は切り捨ててください。

例）耐震診断の費用が 15 万円の場合

150,000 円×１／２＝75,000 円＞60,000 円（上限額）となるため

補助金の申請額は６万円となります。

## ３　申請書類と添付書類

**① 補助金交付申請書（様式第６号）**

※記載例を参考に記入してください。

**② 登記事項証明書**

※登記事項証明書は法務局や安芸区役所で取得することができます。（手数料が必要です。）

※建物が未登記の場合は，登記事項証明書の交付を受けられないことがあります。この場合，対象住宅の所有者を証明する書類を添付してください。

**③ 建築確認通知書の写し**

※建築確認通知書を紛失している場合は，申請住宅の建築年月日を証明するもの（検査済証や納税証明書の写しなど）を添付してください。

**④ 耐震診断に要する費用の見積書の写し**

※診断を依頼する建築士事務所または建築業者が発行したもの（社印が捺印してあるものに限ります。）の写しを添付してください。

**⑤ その他必要な書類**

## ４　木造住宅耐震診断資格者について

**令和８年４月１日現在，次の 15 名の建築士が登録しています。**

# 木 造 住 宅 耐 震 診 断 資 格 者

様式第２号
海田町木造住宅耐震診断資格者名簿

| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 松川 美敏 | 松川建設株式会社一級建築士事務所 | | ① | 令和8年9月22日 | (公社)広島県建築士会<br>(一社)広島県工務店協会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第223186号 | 安芸郡海田町蟹原二丁目1-16 | 082-822-3753 | | 082-822-3753 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 2 | 中尾 芳申 | 松川建設株式会社一級建築士事務所 | | ① | 令和8年9月22日 | |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 二級 広島県第12163号 | 安芸郡海田町蟹原二丁目1-16 | 082-822-3753 | | 082-822-3753 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 3 | 竹野内 政信 | 株式会社竹野内建設一級建築設計事務所 | | ① | 令和8年9月23日 | (公社)広島県建築士会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第162148号 | 安芸郡海田町曙町12-17 | 082-822-7711 | | 082-822-9282 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 4 | 上角 善之 | 株式会社ウエカド建築設計事務所 | | ① | 令和8年9月27日 | |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 二級 広島県第11921号 | 安芸郡海田町南本町4-10-2 | 082-823-3744 | | 082-824-0048 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 5 | 川崎 芳孝 | 川崎建設株式会社木造建築士事務所 | | ① | 令和8年9月27日 | (公社)広島県建築士会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 木造 広島県第262号 | 安芸郡海田町昭和中町5-18 | 082-822-2668 | | 082-822-1594 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 6 | 行本 恵理 | オールハウス株式会社二級建築士事務所 | | ① | 令和9年11月6日 | (公社)広島県建築士会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 二級 広島県第18323号 | 安芸郡府中町八幡一丁目4-23 | 082-890-1002 | | 082-890-1003 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 8 | 和泉 貴大 | マエダハウジングデザイン設計事務所 | | ① | 令和10年3月26日 | |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第381712号 | 広島市中区八丁堀10-14八丁堀マエダビル3F | 082-511-7552 | | 082-511-7553 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 9 | 松本 成久 | 松本建築設計事務所 | | ① | 令和10年8月11日 | (公社)広島県建築士会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第262344号 | 安芸郡海田町南昭和町5-22 | 082-823-5163 | | 082-823-5163 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 10 | 長尾 浩士 | 株式会社ヒロプランニング一級建築士事務所 | | ① | 令和11年3月31日 | (公社)広島県建築士会<br>(一社)広島県建築士事務所協会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第257038号 | 広島市安佐南区緑井2丁目28-31 | 082-875-8238 | | 082-875-9238 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 11 | 村田 知也 | 山根木材リモデリング一級建築士事務所 | | ① | 令和8年8月28日 | (公社)広島県建築士会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第315789号 | 広島市南区出島1丁目21番15号 | 082-254-3631 | | | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 12 | 堀 和正 | 住友不動産株式会社 | | ① | 令和8年8月28日 | (一社)東京都建築士事務所協会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第224487号 | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 | 082-532-1325 | | 082-532-1326 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 13 | 元廣 清志 | 有限会社元廣建築設計事務所 | | ①② | 令和9年5月24日 | (公社)広島県建築士会<br>(一社)広島県建築士事務所協会<br>(一社)日本建築構造技術者協会<br>(公社)日本建築家協会<br>(一社)日本建築学会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第85366号 | 尾道市西御所町6-15 | 0848-23-5300 | | 0848-23-8499 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 14 | 元廣 匡伸 | 有限会社元廣建築設計事務所 | | ①② | 令和9年5月24日 | (公社)広島県建築士会<br>(一社)広島県建築士事務所協会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第223245号 | 尾道市西御所町6-15 | 0848-23-5300 | | 0848-23-8499 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 17 | 山野 靖子 | 有限会社元廣建築設計事務所 | | ① | 令和9年5月24日 | (公社)広島県建築士会<br>(一社)広島県建築士事務所協会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第283210号 | 尾道市西御所町6-15 | 0848-23-5300 | | 0848-23-8499 | |
| 番号 | 氏名 | 事務所 | | 登録要件 | 有効期限 | 所属団体 |
| 18 | 大廣 隆二 | 有限会社元廣建築設計事務所 | | ①② | 令和9年4月26日 | (公社)広島県建築士会<br>(一社)広島県建築士事務所協会 |
| | 建築士登録番号 | 所在地 | 電話 | | FAX | |
| | 一級 第323433号 | 尾道市西御所町6-15 | 0848-23-5300 | | 0848-23-8499 | |

【登録要件】①地方公共団体または(財)日本建築防災協会等の主催する木造耐震診断講習会を受講した者，②地方公共団体または(財)日本建築防災協会等の主催する鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄骨造に関する耐震診断基準，耐震改修設計指針等の講習会を受講した者③(社)広島県建築士事務所協会の耐震診断等評価委員会またはこれと同等であると町長が認めた耐震診断評価機関において，適切である旨の耐震診断評価を受けた実績がある者

# 【耐震改修・耐震シェルター・建替え・除却について】

## 1　補助対象となる耐震化工事

■次の条件をすべて満たす工事について受け付けます

**① 建築士が設計し，かつ，工事監理を行う工事**

※設計を行う建築士と工事監理を行う建築士は，同一でなくても構いません。

**② 町から補助金の交付決定を受けた後に着手する工事**

※交付決定の前にすでに着手している耐震化工事については受け付けできません。

**③ 令和９年２月26日（金）までに完了し，町に実績報告ができる工事**

**④ 耐震診断の結果，構造評点が 1.0 未満の住宅でア～カに当てはまるもの**

※エ～カについては，簡易耐震診断により地震に対する安全性が低いと評価されたものでも対象とすることができます。

ア. [一般改修]建物全体の構造評点を 0.3 以上向上し，かつ，1.0 以上とする工事

イ. [段階的改修]2 段階の工事に分けて耐震改修を行うもので，1 段階目で建物全体の構造評点を 0.7 以上とし，かつ，２段階目で 1.0 以上とする工事

ウ. [耐震シェルター]建物の 1 階部分（避難できる外部に面した寝室等）に耐震シェルター（東京都「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置等部門で部屋の一部を安全にするシェルターとして掲載されたもの）を設置する工事

エ. [除却（解体）工事]補助対象住宅を取り壊す工事

オ. [現地建替え工事]除却工事後，同一の敷地に，新たに住宅を建築する工事

カ. [非現地建替え工事]除却工事後，別の敷地に，新たに住宅を建築する工事

**⑤ 社会資本整備総合交付金交付要綱に適合して行われるもの**

※建替え工事の場合，建替え後の住宅が省エネ基準に適合することが要件となります。

## 2　次の金額を補助します

| 工事名 | | 補助対象 | 区域要件 | 補助率 | 限度額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般改修 | | 耐震改修工事に要する費用 | 居住誘導区域内 | 80% | 115 万円 |
| | | | 居住誘導区域外 | | 69 万円 |
| 段階的改修 | 1 段階目 | 耐震改修工事に要する費用 | 居住誘導区域内 | 80% | 69 万円 |
| | | | 居住誘導区域外 | | 46 万円 |
| | 2 段階目 | 耐震改修工事に要する費用 | 居住誘導区域内 | 80% | 115 万円* |
| | | | 居住誘導区域外 | | 69 万円* |
| 耐震シェルター | | 耐震シェルター設置に要する費用 | なし | 23% | 23 万円 |
| 現地建替え | | 現地建替えに要する費用（解体・新築） | 居住誘導区域内 | 80% | 115 万円 |
| 非現地建替え | | 除却（解体）に要する費用 | 建替え後の敷地が居住誘導区域内 | 23% | 97.8 万円 |
| 除却（解体） | | 除却（解体）に要する費用 | 町内の耐震性のある住宅に住替えること | 23% | 97.8 万円 |

＊限度額 115 万円（居住誘導区域外は 69 万円）から 1 段階目の補助額を控除した額とします。

例①）一般改修工事費（居住誘導区域内）が 200 万円の場合

2,000,000 円×80%≒1,600,000 円(千円未満切捨)＞ 1,150,000 円（上限額）となり補助金の申請額は 115 万円となります。

例②）除却（解体）工事費が 200 万円の場合

2,000,000 円×23%≒460,000 円(千円未満切捨)＜ 978,000 円（上限額）となり

補助金の申請額は 46 万円となります。

## ３　申請書類と添付書類

**① 補助金交付申請書（様式第１号）**

※記載例を参考に記入してください。

**② 個人情報目的外利用同意書（様式第２号）**

※町が申請者の町税等の納税状況の調査を行うため必要となります。なお，提出されない場合は，町税等の納付証明書及び住民票の提出を求めます。

**③ 耐震改修計画書（様式第３号）**

※耐震改修工事の場合提出してください。建替え，除却工事の場合は不要です。

※記載例を参考に記入してください。

※専門的な知識が伴いますので，耐震診断や耐震改修設計を依頼した建築士のアドバイスを受けて記載してください。

**④ 所有者同意書（様式第４号）**

※申請者が所有者でない場合提出してください。申請者が所有者の場合は不要です。

**⑤ 所有者及び建築時期が確認できる書類（登記事項証明書及び建築確認通知書の写し）**

※登記事項証明書は法務局や安芸区役所で取得することができます。（手数料が必要です。）

※建築確認通知書を紛失している場合は，申請住宅の建築年月日を証明するもの（検査済証や納税証明書の写しなど）を添付してください。

**⑥ 工事費見積書**

※工事を依頼する建築業者が発行したものの写し（社印が捺印してあるものに限る）。

**⑦ 現況の建物写真**

※外観全体を２～３方向から，内観の各部屋を撮影した写真を添付してください。

**⑧ 工事計画書**

※付近見取図，配置図，平面図，各伏図等補助対象の工事内容がわかる図面で建築士が作成したものに限ります。

**⑨ 耐震診断結果報告書の写し**

※建築士が作成したものに限ります。

※現地建替え工事，非現地建替え工事，除却工事の場合，簡易耐震診断結果の写しでも可。

**⑩ 誓約書（県様式）**

※売却を目的としたものでないこと，工事完了後も県内居住すること及び除却の場合地震に対して安全な構造である住宅へ転居することの誓約書。

**⑪ アンケート（県様式）**

※支援制度に関するアンケート。

**⑫ その他必要な書類**

※①～⑪までの書類により補助金の交付について判断しかねる場合には，書類の追加提出をお願いする場合があります。

⇒その他不明な点につきましては，次の窓口までお問い合わせください。
〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町 14-17　海田町建設部まちデザイン課建築営繕室
TEL 082-823-3157 ／ FAX 082-823-9203

# ＜手続きフローチャート＞

## 【耐震診断補助金】

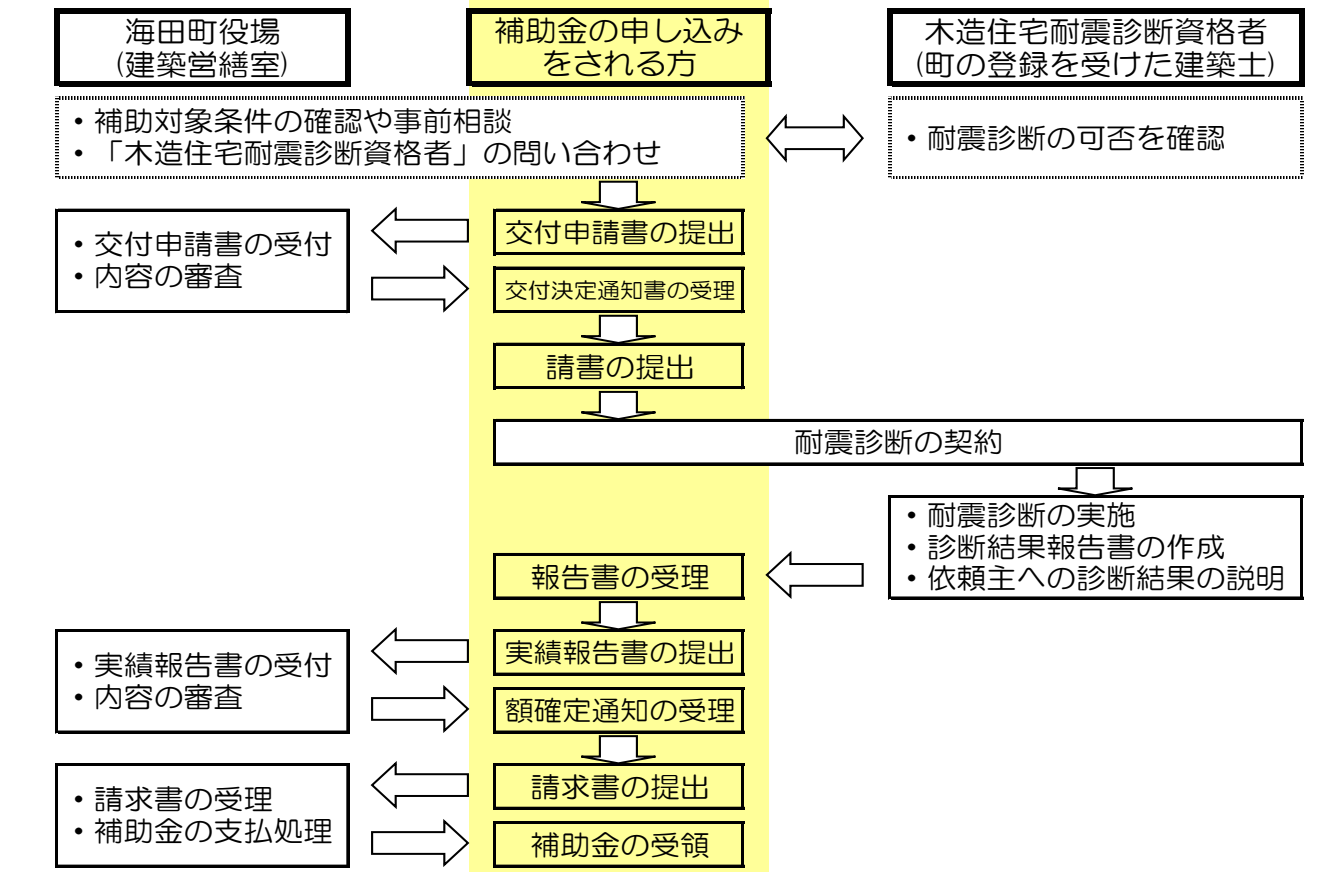


## 【耐震改修・耐震シェルター・現地建替え・非現地建替え・除却補助金】

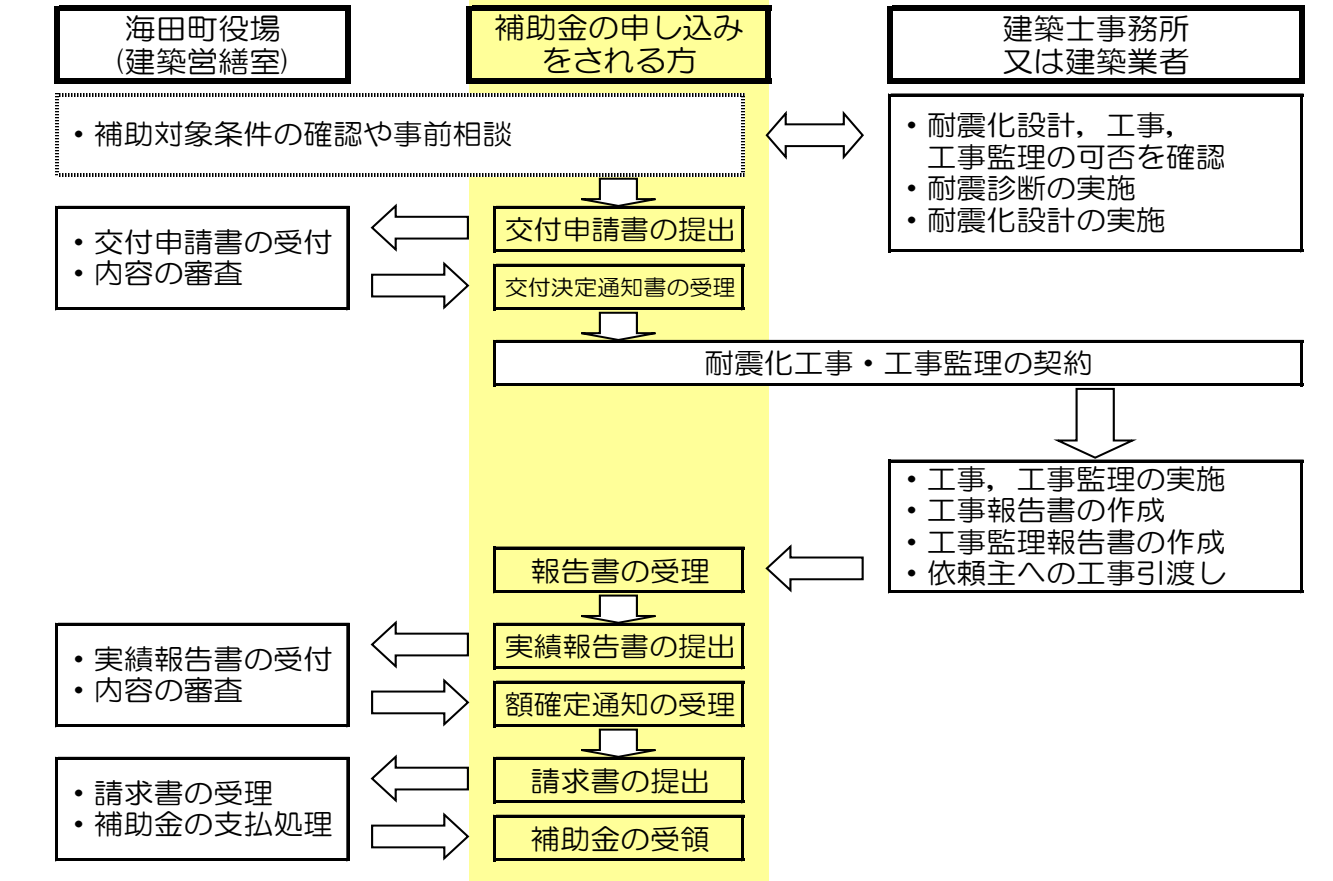


※町から交付決定を受ける前に契約・着手している耐震診断・耐震化は受け付けできません。